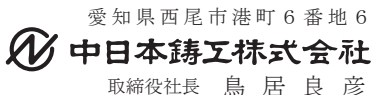


株 主 各 位



第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては、本総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県西尾市港町6番地6
当社本社事務所二階会議室

3. 目的事項

報告事項 第111期（自 2021年4月1日）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

◎当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakachuko.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。
 - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
 - ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みま）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいたくださいようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakachuko.co.jp>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことに伴い、徐々に経済活動、社会活動の正常化に向けた動きがみられました。しかしながら、感染力が強いとされる変異株再拡大により収束には程遠い状況が続いております。海外におきましても、変異株の流行により欧米各国で都市封鎖が繰り返され、加えてロシアによるウクライナ侵攻、感染症拡大やサプライチェーンの停滞による半導体等の供給部品制約、資源価格の高騰など、景気の先行き不透明感が強まり、予断を許さない状況が続いております。

鑄造業界をとりまく経営環境は、産業機械関連向け需要及び自動車向け需要ともに横ばいの基調で推移しました。収益につきましては、主原料である鉄スクラップ価格、鑄物副資材価格、エネルギー価格等が高騰を続けており、極めて厳しい状況にあります。

このような状況下、営業活動におきましては、積極的な提案営業活動による受注拡大を推進してまいりました。生産活動におきましては、生産効率向上及び品質向上に向けての改善活動を展開して収益改善に努めました。それらの結果、当社の売上高は、5,243 百万円と前年度に比べ 1,216 百万円、率にして 30.2%の増加となりました。利益面につきましては、原材料価格、鑄物副資材価格、エネルギー価格等の製造コストアップにより厳しい状況で推移し、営業外収益である売電収入及び助成金収入があったものの 12 百万円の経常損失（前事業年度は 94 百万円の経常損失）となりました。また、投資有価証券売却益 286 百万円等の計上により 193 百万円の当期純利益（前事業年度は 9 百万円の当期純利益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

事業セグメント別売上高

(単位 千円)

区 分	前事業年度		当事業年度		前期比増減(△)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減(△)率	
鑄物事業	自動車部品	1,604,973	39.9%	1,689,326	32.2%	84,352	5.3%
	油圧部品	2,031,583	50.5	2,811,193	53.6	779,610	38.4
	ポンプ部品	204,271	5.1	379,808	7.2	175,537	85.9
	電機部品	8,279	0.2	6,378	0.1	△1,901	△23.0
	繊維部品他	178,179	4.3	254,542	4.9	76,362	42.9
計	4,027,287	100.0	5,141,250	98.0	1,113,962	27.7	
不動産賃貸事業	—	—	102,203	2.0	—	—	
合計	4,027,287		5,243,453	100.0	1,216,165	30.2	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度は、鑄造機械・加工機械287百万円、金型・治工具32百万円および賃貸用土地建物266百万円など総額605百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

設備資金および借換用資金として総額800百万円を金融機関より借入をいたしました。

(4) 財産および損益の状況

(単位 千円)

区 分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当事業年度)
売 上 高	5,353,931	4,681,987	4,027,287	5,243,453
当期純利益	109,165	△212,409	9,342	193,849
1株当たり 当期純利益	57円70銭	△112円30銭	4円51銭	84円94銭
総 資 産	8,062,474	6,980,886	9,071,171	8,877,675
純 資 産	3,646,656	3,233,398	3,718,561	3,702,753

(5) 対処すべき課題

銑鉄鋳物業界の経営環境は、依然として厳しい状況が続いております。当社におきましても主要取引先である自動車、産業機械関連業界の海外シフトによる減産が懸念され、加えて鋳物原材料、鋳物副資材、エネルギー価格の高騰により事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

このような厳しい経営環境のなか、当社は営業活動におきましては、既存取引先の受注拡大および新規取引先の開拓のための提案営業活動をより一層推進するとともに、製造活動の生産工程全般の改善活動による生産性向上と品質向上に全力を傾注することにより、収益力の改善に努めてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
鋳物事業	自動車・油圧部品等の鋳物部品製造・加工・組立
不動産賃貸事業	収益用不動産の賃貸及び管理

(8) 主要な営業所および工場

本社・本社工場 愛知県西尾市

吉良工場 愛知県西尾市

碧南工場 愛知県碧南市

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
147名	8名

(注) 上記従業員には、使用人兼務役員および臨時従業員（パートタイマー、嘱託および派遣社員）4名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
西尾信用金庫	1,712,736千円
株式会社日本政策金融公庫	744,622千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,270,352株 (自己株式35,948株を除く。)
(3) 株主数 1,475名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社大西屋	806千株	35.5%
株式会社マキタ	110	4.9
阪部工業株式会社	96	4.3
西尾信用金庫	84	3.7
篠原寛	80	3.5
中鋳工投資会	60	2.7
加藤俊哉	57	2.5
高須孝	52	2.3
野口敏之	41	1.8
中日本鋳工従業員持株会	40	1.8

(注) 持株比率は、自己株式 (35,948株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な 兼 職 の 状 況
取締役会長(代表取締役)	鳥 居 祥 雄	
取締役社長(代表取締役)	鳥 居 良 彦	
常 務 取 締 役	加 藤 俊 哉	総 務 部 長
取 締 役	高 松 修	碧 南 工 場 長
取 締 役	塩 崎 敏 久	営 業 部 長
取 締 役	齋 藤 勝 廣	
常 勤 監 査 役	早 川 潔	
監 査 役	都 築 勝 久	
監 査 役	岡 田 雅 彦	岡田税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役齋藤勝廣氏は、社外取締役であります。
2. 監査役都築勝久氏ならびに岡田雅彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役都築勝久氏は、金融機関業務での豊富な経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役岡田雅彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、岡田雅彦氏は名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役岡田雅彦氏の兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 6名 54百万円（うち社外取締役 1名 3百万円）

監査役 3名 7百万円（うち社外監査役 2名 1百万円）

- (注)
1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 報酬額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額10百万円（取締役分9百万円（うち社外取締役0百万円）、監査役分0百万円（うち社外監査役0百万円））が含まれております。
 3. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第80回定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該決議時の取締役は7名です。
 4. 監査役の報酬限度額は、1982年6月29日開催の第71回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該決議時の監査役は2名（うち2名は社外監査役）です。
 5. 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定については、役位、担当職務、当社業績及び当該業績への貢献度を総合的に勘案する社内規程をもとに取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、その方針に基づき取締役会で決定しております。当該取締役会の決議に際しましては、あらかじめ報酬の決議内容について社外取締役1名及び社外監査役2名（うち1名は独立社外監査役）、合計3名の社外役員が適切に関与しております。また、当事業年度に係る報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、独立社外監査役を含む社外役員からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	齋藤勝廣	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識および製造業の経験・見識に基づき、取締役会において活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な助言・提言を行っております。
監査役	都築勝久	当事業年度開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、金融機関業務での豊富な経験から財務・会計に関して活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い監査体制の強化を推進しております。
監査役	岡田雅彦	当事業年度開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い監査体制の強化を推進しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の合計額 23百万円
- ②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 会社法監査および金融商品取引法監査に明確に区別できないため、その合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会（社外弁護士を含む）」を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としております。コンプライアンスの推進については、企業理念に基づく「社員の行動規範」を制定し、全役職員がそれぞれの立場で、公正で高い倫理観に基づき業務の執行にあたり、社会に信頼される経営体制の確立に努めております。コンプライアンス委員会の実務組織として、社内の各部門毎に配置したコンプライアンス推進委員で構成したコンプライアンス推進委員会を適時開催し、教育・研修・情報交換を行うとともに浸透状況や重要課題については、コンプライアンス委員会に提言する体制としております。また、社内および社外の通報・相談・問い合わせシステムとして「コンプライアンス相談窓口」を設け、企業活動の健全性と適合を確保しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録や文書、その他重要な情報の保存および管理は、文書規定等の社内規定を定め適切に管理しております。

- ③ 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

安全、品質、情報、コンプライアンス違反等を認識し、個々のリスクについての担当部門を定め、必要に応じて委員会やプロジェクトを設置し、当該リスクに関する事項を管理しております。また、担当部門は、そのリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することとしております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定等により、各組織単位の職務権限を定め、効率的な職務の執行を行っております。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
必要に応じて、監査役補助者を置くこととし、その評価は監査役が行い、任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。
- ⑥ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社の業務または業績に重要な影響を及ぼす事項、コンプライアンス相談窓口への通報状況およびその内容を速やかに監査役に報告するものとしております。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。
なお、監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図ることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、コンプライアンス規程に基づき「社員の行動規範」の徹底を図っております。全体朝礼が行われる際に取締役社長をはじめとする経営陣幹部が直接説明を行い、社員全員の意識の徹底を図りました。また、内部通報規程を制定し、内部統制室長を窓口とする内部通報制度を整備してコンプライアンスの実効性向上に努めております。リスク管理体制につきましても、リスク管理規程に基づき年に一回、リスクチェックリスト、リスク対策表、不正チェックリストを用いてリスク評価を行い、取締役会において報告・審議を行いました。くわえて、内部統制室が財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全体的な内部統制の状況および業務プロセスの適正性のモニタリングを実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,147,901	流動負債	2,090,626
現金及び預金	916,157	支払手形	549,732
受取手形	49,781	買掛金	335,483
売掛金	848,116	短期借入金	100,000
電子記録債権	892,326	1年内返済予定長期借入金	760,985
商 品	15,511	未 払 金	76,036
製 品	50,321	未 払 費 用	93,279
仕 掛 品	242,965	未払法人税等	2,727
原 材 料	42,214	未払消費税等	73,312
貯 蔵 品	32,368	預 り 金	12,194
前 払 費 用	11,455	前 受 収 益	4,986
そ の 他	46,883	賞与引当金	62,054
貸倒引当金	△200	設備関係支払手形	19,836
固定資産	5,729,774	固定負債	3,084,295
有形固定資産	4,267,415	長期借入金	2,827,771
建 物	1,445,385	繰延税金負債	99,530
構 築 物	45,143	役員退職慰勞引当金	127,640
機械及び装置	552,027	資産除去債務	18,029
車輛及び運搬具	1,152	預り保証金	10,990
工具器具及び備品	26,100	そ の 他	334
土 地	2,092,034	負債合計	5,174,922
建設仮勘定	105,570	(純資産の部)	
無形固定資産	45,044	株主資本	3,654,372
ソフトウェア	3,892	資本金	30,000
ソフトウェア仮勘定	41,152	資本剰余金	2,572,860
投資その他の資産	1,417,314	資本準備金	2,572,860
投資有価証券	964,650	利益剰余金	1,075,335
出 資 金	3,180	利益準備金	67,700
長期前払費用	1,744	その他利益剰余金	1,007,634
保険積立金	34,639	繰越利益剰余金	1,007,634
前払年金費用	219,853	自己株式	△23,823
売電資産	193,246	評価・換算差額等	48,380
そ の 他	0	その他有価証券評価差額金	48,380
資産合計	8,877,675	純資産合計	3,702,753
		負債及び純資産合計	8,877,675

損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		5,243,453
売上原価		4,847,978
売上総利益		395,475
販売費及び一般管理費		595,790
営業損失		200,314
営業外収益		
受取利息・配当金	33,531	
固定資産賃貸料	32,604	
助成金収入	71,832	
売電収入	86,724	
その他	28,217	252,910
営業外費用		
支払利息	15,674	
債権売却損	1,393	
固定資産賃貸費用	16,520	
売電原価	31,228	
その他	580	65,398
経常損失		12,802
特別利益		
投資有価証券売却益	286,934	286,934
特別損失		
固定資産処分損	14,621	
投資有価証券売却損	48,079	62,700
税引前当期純利益		211,431
法人税・住民税及び事業税		3,107
法人税等調整額		14,474
当期純利益		193,849

株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2021年 4月 1日 残高	1,537,060	1,065,799	1,065,799
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
減 資	△1,507,060	1,507,060	1,507,060
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	△1,507,060	1,507,060	1,507,060
2022年 3月 31日 残高	30,000	2,572,860	2,572,860

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年 4月 1日 残高	67,700	836,648	904,349	△15,287	3,491,921
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△22,863	△22,863		△22,863
減 資					
当期純利益		193,849	193,849		193,849
自己株式の取得				△8,535	△8,535
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	170,985	170,985	△8,535	162,450
2022年 3月 31日 残高	67,700	1,007,634	1,075,335	△23,823	3,654,372

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年 4月 1日 残高	226,639	226,639	3,718,561
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△22,863
減 資			
当期純利益			193,849
自己株式の取得			△8,535
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△178,258	△178,258	△178,258
事業年度中の変動額合計	△178,258	△178,258	△15,808
2022年 3月 31日 残高	48,380	48,380	3,702,753

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

(1) 資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

②市場価格のない株式

移動平均法に基づく原価法

(ロ) 棚卸資産の評価基準および評価方法

①製品・仕掛品

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②商品・原材料・貯蔵品

月次移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額による退職給付債務から年金資産額を控除した金額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務の額を超過しているため、前払年金費用を投資その他の資産に計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を確認しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これによる影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計期間基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これに伴う計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 千円)

	製品区分	合 計
	鑄 物	
一定時点で移転される財	5,141,250	5,141,250
一定期間にわたり移転される財	—	—
顧客との契約から生じる収益	5,141,250	5,141,250
外部顧客への売上高	5,141,250	5,141,250

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載するとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、「個別注記表（税効果会計に関する注記）」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する事項

過去において、重要な税務上の繰越欠損金の期限切れとなった事実があり、かつ、事業計画の実現可能性について不確実性が高いため、繰延税金資産については、回収可能性が無いものと判断し、全額計上しないものとしております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,527,976千円
(2) 担保に供している資産	
建 物	911,952千円
土 地	1,077,185千円
1年内返済予定長期借入金83,412千円、長期借入金1,788,976千円の担保として上記のとおり提供しております。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数
 普通株式 2,306,300株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
 普通株式 35,948株
- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ①配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 56,919千円（うち基準日が当該事業年度中のもので当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額34,055千円）
 - ②配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額
 該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
固定資産減価償却費	7,731千円
一括償却資産	6,246
賞与引当金	21,036
役員退職慰労引当金	43,270
棚卸資産評価損	27,156
減損損失	5,153
資産除去債務	6,111
税務上の繰越欠損金	1,153
その他	6,652
繰延税金資産小計	124,511
評価性引当額	△124,511
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△24,812
前払年金費用	△74,718
繰延税金負債合計	△99,530
繰延税金負債純額	△99,530

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、主に鋳物製品の製造事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理によってリスクの低減を図っております。また投資有価証券は、主に業務に関連する株式であります。一部の市場の価格の変動リスクに晒される上場株式については、定期的に時価の把握及び財務状況を把握しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。営業債務の支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位 千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額(*)
①現金及び預金	916,157	916,157	—
②受取手形、売掛金及び電子記録債権	1,790,223	1,790,223	—
③投資有価証券	964,650	964,650	—
④支払手形及び買掛金	(885,215)	(885,215)	—
⑤短期借入金	(100,000)	(100,000)	—
⑥長期借入金(1年以内返済予定含む)	(3,588,756)	(3,559,580)	(29,175)

(*)負債に計上されているものについては、()で示してあります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

①現金及び預金、並びに②受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、主として取引所の価格によっております。なお、有価証券は、その他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位 千円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	542,337	399,530	142,806
	その他	—	—	—
	小計	542,337	399,530	142,806
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	405,617	476,329	△70,711
	その他	7,330	7,346	△16
	小計	412,947	483,675	△70,728
合計		955,285	883,206	72,078

負債

④支払手形及び買掛金、並びに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金（1年以内返済予定含む）

長期借入金の時価については、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注2) 市場価格のない株式等と認められる金融商品

(単位 千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	9,365

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、市場価格のない株式等と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位 千円)

	1年以内
①現金及び預金	916,157
②受取手形、売掛金及び電子記録債権	1,790,223
合計	2,706,381

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
④短期借入金	100,000	—	—
⑤長期借入金(1年以内返済予定含む)	760,985	1,490,395	1,337,376
合計	860,985	1,490,395	1,337,376

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県西尾市今川町、吉良町、三重県桑名市及び東京都葛飾区、渋谷区、台東区、新宿区において、賃貸用建物及び土地を有しております。

(単位 千円)

用途	損益計算書における金額			
	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他損益
賃貸等不動産	134,808	73,602	61,206	—

(注) 賃貸収益は、売上高、営業外収益に賃貸費用は売上原価、営業外費用に計上しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,900,785	216,902	2,117,687	2,442,951

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価の算定方法は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額であります。

(注3) 当期増減額のうち、主な増加額は、新宿113,713千円浅草152,172千円の取得、主な減少額は減価償却費49,483千円であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
役員およびその近親者	鳥居祥雄	被所有(直接)0.0%(間接)37.0%	当社代表取締役	当社銀行借入に対する債務被保証	345,808	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役鳥居祥雄より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,630円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円94銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

中日本鑄工株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 稲垣 靖
業務執行社員

指定社員 公認会計士 上田 勝久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本鑄工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

中日本鑄工株式会社 監査役会

常勤監査役	早川	潔	ⓐ
社外監査役	都築	勝久	ⓐ
社外監査役	岡田	雅彦	ⓐ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期業績および今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 15円 総額34,055,280円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)
附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(取締役の任期)

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(取締役の任期)について、所要の変更を行うものであります。

(2)定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新 設></p>	<p><削 除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>＜新 設＞</p>	<p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1 年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>＜削 除＞</p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する 法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役の鳥居良彦氏および齋藤勝廣氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第2号議案の（取締役の任期）が承認可決され取締役の任期が短縮されますと、本総会終結の時をもって鳥居祥雄氏の任期が満了となりますので、改めて選任をお願いするものであります。なお、本総会終結の時をもって取締役の加藤俊哉氏および高松修氏ならびに塩崎敏久氏が退任されますので新たに1名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する社数 株式の数
1	とり いよし お 鳥居祥雄 (1949年9月2日)	1979年10月 当社入社 1983年6月 当社常勤監査役 1991年6月 当社取締役購買部長 1997年6月 当社常務取締役総務部長 2001年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長 (現任)	0百株
2	とり いよし ひこ 鳥居良彦 (1979年3月20日)	2010年3月 当社入社 2012年4月 当社営業部グループ リーダー 2014年7月 当社経営企画室長 2016年6月 当社取締役経営企画室長 2019年6月 当社代表取締役社長 (現任)	156百株
3	※ かつまた とし ひろ 勝又俊博 (1961年4月3日)	2002年2月 関東自動車工業株式会社 海外事業企画部主査 2012年4月 タイ国 CYC METAL CO. LTD 副社長 2019年4月 タイ国 Kamiya Shokai (Thailand) CO. LTD 代表取締役社長 2021年7月 当社執行役員 (現任)	100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
4	さいとう かつひろ 齋藤勝廣 (1949年12月3日)	2000年1月 トヨタ自動車株式会社 上郷工場鑄造部部长 2008年4月 一般社団法人日本鑄造協会 副会長 2008年6月 アイシン高丘株式会社 常務取締役 2010年6月 アイシン高丘エンジニア リング株式会社 代表取締役社長 2016年6月 当社取締役 (現任)	一百株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者齋藤勝廣氏は、社外取締役候補者であります。
4. (社外取締役候補者の選任理由)
齋藤勝廣氏は、出身分野での豊富な経験と高い見識をもとに客観的な見地から適切なアドバイスが期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 齋藤勝廣氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社は、取締役および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任される加藤俊哉氏および高松修氏ならびに塩崎敏久氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期および方法は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知8頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

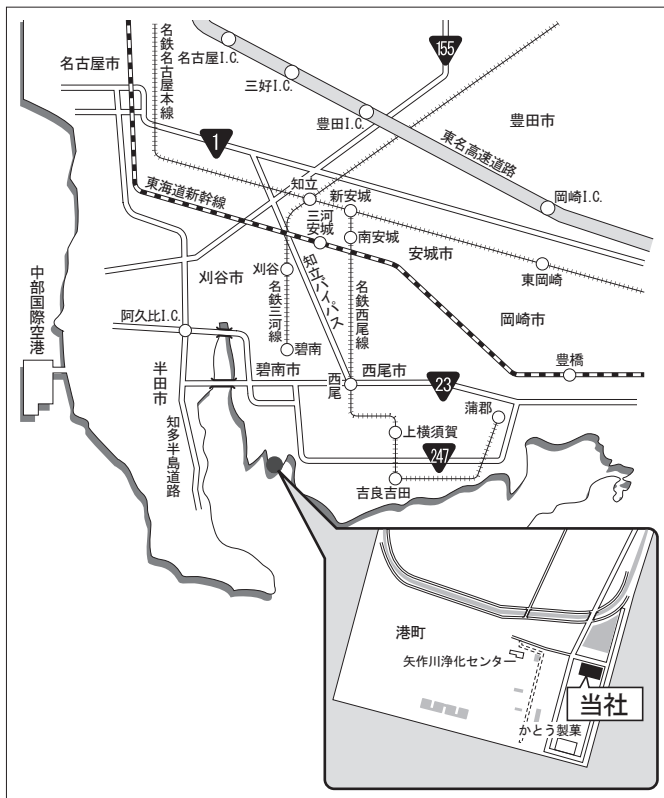
氏名	略歴
かとうとしや 加藤俊哉	2004年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役 現在に至る
たかまつ おさむ 高松修	2016年6月 当社取締役 現在に至る
しおざきとしひさ 塩崎敏久	2019年6月 当社取締役 現在に至る

以上

〈メモ欄〉

株主総会会場のご案内

会 場 愛知県西尾市港町6番地6
当社本社事務所二階会議室



お車でお越しの場合

東名高速「岡崎」インターチェンジより南下
西尾方面へインターチェンジより約70分

交通機関をご利用の場合

名鉄三河線「碧南駅」下車
タクシーで約20分

※なお、当日会場までの交通機関として、名鉄三河線「碧南駅」より、午前9時30分発の専用マイクロバスを用意しております。